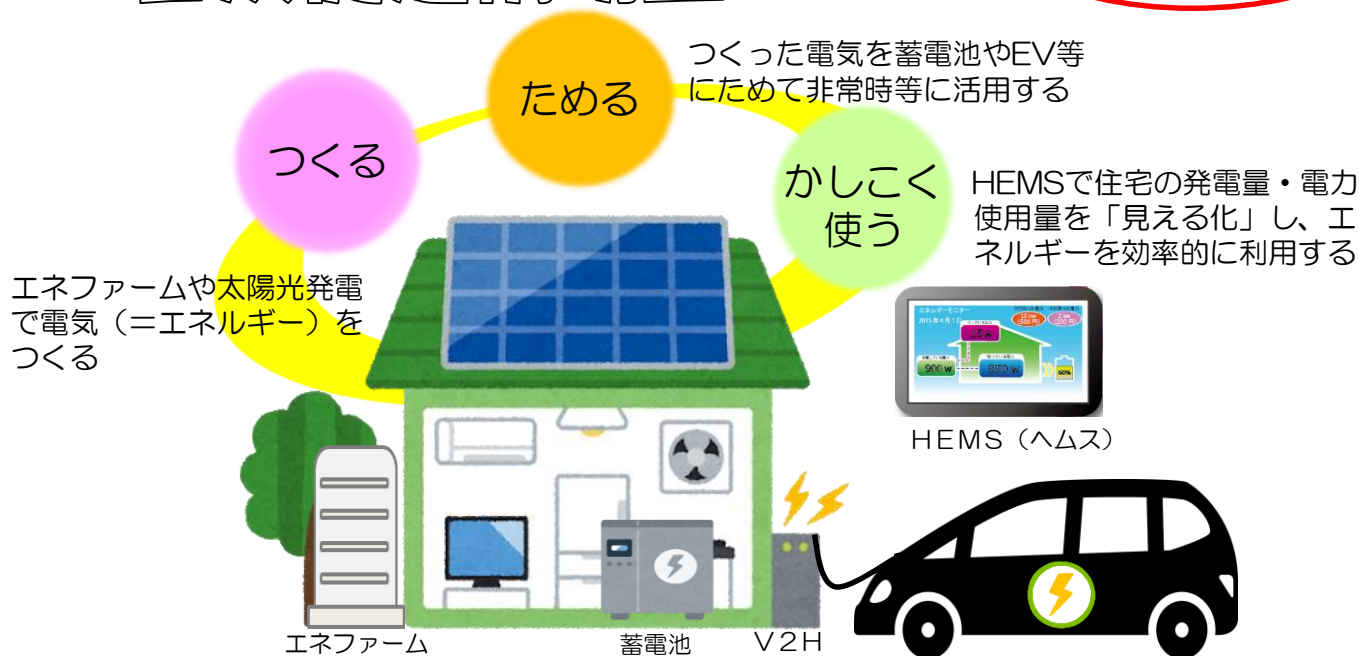


令和7年度後期

下関市スマートハウス 普及促進補助金

自らが居住する住宅に
対象の創エネ・省エネ・
蓄エネ機器を導入する方
を補助します



補助対象システム	対象システム要件	補助金額
燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	以下の要件を全て満たすこと。 ○新品であること。 ○都市ガス又はLPガスを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること。 ○定格運転時において、0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電出力があること。 ○既築住宅に設置するものであること。	機器本体金額※1の1/5 (上限80,000円)
定置用リチウムイオン蓄電システム	以下の要件を全て満たすこと。 ○新品で、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が指定するもの※2 ○太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。	機器本体金額※1の1/5 又は蓄電容量1kWh※3につき 20,000円を乗じた額のいずれか少ない額(上限200,000円)
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	以下の要件を全て満たすこと。 ○新品であること。 ○ECHONET Lite規格適合性認証を取得していること。 ○空調、照明等の電力使用量を計測し、その情報を蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 ○1以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能を有していること。 ○創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。	機器本体金額※1の1/5 (上限20,000円)
V2H充放電設備	以下の要件を全て満たすこと。 ○新品で、国の実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業を行う者が指定するもの※2 ○太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。	機器本体金額※1の1/5 (上限50,000円)

※1 工事代金等の諸経費は含みません。 ※2 詳細は、各補助金執行団体等のホームページから確認してください。

※3 カタログ値を基準値とします。

重要: 令和8年2月27日までに事業を完了し、完了報告書を提出する必要があります。

○補助対象者 以下の要件を全て満たす個人

- ・下関市民又は下関市民となる予定である者
- ・自らが居住又は居住予定の住宅に対象システムを設置するもの
- ・対象システムは、自ら購入し、所有するもの
- ・市税の滞納がない者

○申請受付期間

後期: 令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)※必着

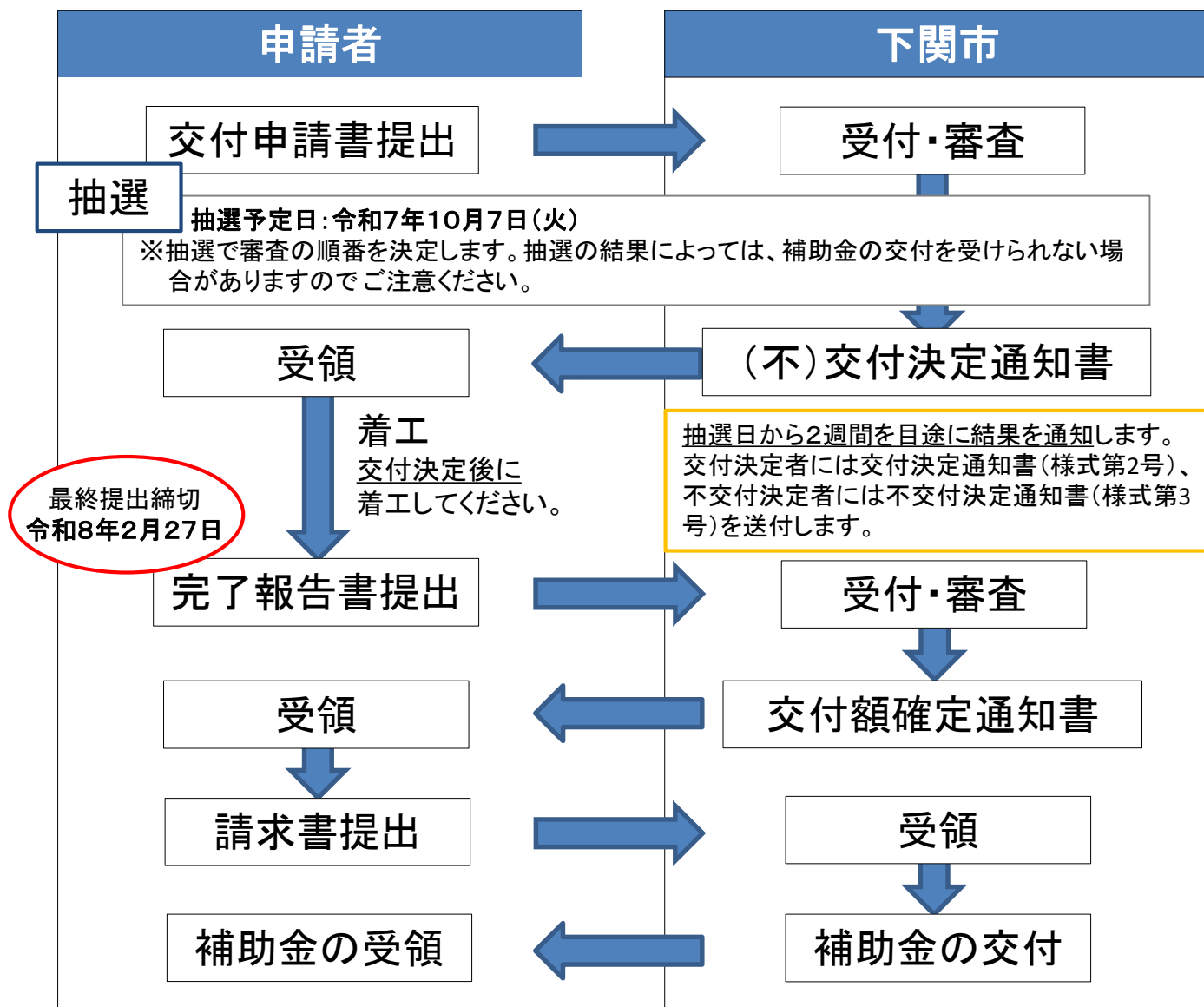
※上記期間内に全ての書類を不備なく提出してください。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、抽選を行います。

提出書類や詳細な日程は、
ホームページ・手引きを
参照してください。



手続の流れ



注意事項

- ・交付決定前後及び完了報告後に、市職員が現地確認を行う場合があります。
- ・申請書提出後は、補助金の増額はできません。

お問合せ先 下関市環境部環境政策課

〒751-0847 山口県下関市古屋町一丁目18-1 TEL:083-252-7115 FAX:083-252-1329